

京都市産業技術研究所条例を廃止する条例(平成25年3月29日京都市条例第64号)
(産業技術研究所)

地方独立行政法人法に基づき地方独立行政法人京都市産業技術研究所を設立し、同法人に京都市産業技術研究所の設置及び管理を行わせることとするに伴い、本市が設置する京都市産業技術研究所を廃止することとしました。

この条例は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の成立の日から施行することとしました。

京都市産業技術研究所条例を廃止する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 64 号

京都市産業技術研究所条例を廃止する条例

京都市産業技術研究所条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の成立の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「産業技術研究所」を削る。

(産業技術研究所)